

諮問番号：平成30年度諮問第9号

答申番号：平成30年度答申第8号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張

請求人は、おおむね、次のとおり、原処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 平成29年2月、北海道十勝総合振興局の職員に別制度の所得制限について相談した際、児童手当（以下「手当」という。）の所得制限に関しても照会したところ、手当は所得制限により支給されないとの誤った回答を受けた。

(2) 処分庁が他の市町村に出生届を提出した者に対して、手当の案内を行っていないことは不当である。

(3) これらのことから、請求人は本件認定請求が遅れたのであるから、処分庁は長女の誕生月の翌月から手当を認定すべきである。

#### 2 処分庁の主張の要旨

児童手当法（以下「法」という。）第8条第2項では、手当の支給開始月は、申請した月の属する月の翌月からと定められており、手当を受ける権利は、支給要件に該当したときから潜在的に発生しているわけではなく、法の規定に基づき市町村長の認定を受けることによって初めて発生するものとされている。原処分は、平成29年9月26日に提出された本件認定請求に基づき、その翌月から手当を支給開始することとしたものであり、違法又は不当な点はない。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 請求人は、前記第2の1に掲げる事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張しているものと解される。

法の規定上、手当の支給は、認定請求をした日の属する月の翌月から開始するものとされ、支給開始月を遡及させることができる場合は、「災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかった場合」に限定されており、請求人の長女が平成29年2月に出生しているにもかかわらず、手当の認定請求が同年9月に行われたことについて、請求人の主張する事情は、いずれも申請を客観的に不可能又は著しく困難ならしめる理由によるものと認める

べき事情があったものということとはできない。

したがって、本件認定請求は、支給開始月の特例に該当するものではなく、原処分に違法又は不当な点は認められない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

平成30年6月6日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月12日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

法第7条第1項によると、法に基づく手当を受給するためには、受給資格者が市町村長に認定請求し、その認定を受けなければならず、また、法第8条第2項によると、手当の支給は、認定請求した日の属する月の翌月から始まるとされている。

この点、請求人は、長女が出生した際、京都市左京区に長女の出生届を提出したが、京都市左京区及び処分庁から手当の受給に係る案内を受けなかったこと、加えて、手当は所得制限のため受給することができないとの誤った教示を北海道十勝総合振興局から受けたことを理由として、長女の出生月に認定請求を行うことができなかったため、遡及して手当の支給をすべきであると主張しているものと認められる。

そこで、本件についてみると、請求人の長女は平成29年2月19日に出生しているが、請求人が処分庁に対し手当の認定請求を行ったのは同年9月26日であり、処分庁は、法の規定に従い、当該認定請求をした日の属する月の翌月である同年10月から手当の支給を開始することとする原処分を行ったことが認められる。また、処分庁における手当の案内については、パンフレットによる案内のほか、ホームページによる周知も行われており、処分庁として手当制度の周知に関する情報提供体制は整えられているものと認められる。

これらの点から総合的に判断すると、処分庁が他の市区町村に出生届を提出した者に対し個別に周知を行っていないことが法律上の義務違反に当たるとまではないえず、また他の行政機関から誤った教示を受けたとの主張については、仮にそのような誤った教示があったとしても、それが処分庁を拘束するものではなく、他に請求人の認定請求を違法又は不当に妨げたと認められるような事情はうかがわれない。

したがって、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美